

ひたちなかネットワークシステム（HNS）規約

（名称及び趣旨）

第1条 本会の名称は、ひたちなかネットワークシステムと称し、略称を HNS とする。
この規約は、ひたちなかネットワークシステムについて、必要な事項を定める。

（目的）

第2条 本会は、産業界（産）、学术界（学）、行政機関（官）、金融界（金）、言論界（言）等の連携を図り、それぞれの持つ知識・技術・資源を集約し、地域社会の発展、産業振興、技術革新及び人材育成を促進することを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、以下の事業を行うものとする。

- （1）地域産業の活性化に資する事業
- （2）新事業の創出に資する事業
- （3）地域人材の育成と定着に資する事業
- （4）産学官金言の連携促進及び情報共有に関する事業
- （5）情報発信及び広報に関する事業
- （6）その他、目的達成に必要な事業

（会員及び入退会）

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する法人又は個人を会員とする。

- 2 本会に入会しようとするときは、事務局に届け出し承認を得るものとする。
- 3 会員は、事前に退会する旨を事務局に伝えれば、任意に退会することができる。

（役員）

第5条 本会に、次の役員を置く。

- （1）会長1名
- （2）副会長2名以内
- （3）運営委員長1名
- （4）事務局長1名
- （5）監事2名以内

2 役員は別表のとおりとする。

（役員の職務）

第6条 会長は、本会を代表して会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代行する。
- 3 運営委員長は、運営委員会を招集し、その運営を統括する。
- 4 事務局長は、事業の執行並びに事業推進上での庶務及び会計事務を統括する。
- 5 監事は、会計事務を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設立初年度に選任された役員任期は、令和10年4月30日までとする。
- 3 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、その任期が終了しても後任の役員が就任するまではその職務を行う。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会及び運営委員会とする。

- 2 総会は、毎年1回会長がこれを招集する。ただし、運営委員会の要請あるいは会長が必要と認めたときは、臨時に招集することができる。
- 3 運営委員会は、運営委員長が招集し、年2回以上開催する。
- 4 総会の議長は会長が当たり、運営委員会の議長は運営委員長が当たる。
- 5 会議は、オンライン又は書面による開催・決議を行うことができる。

(運営委員会)

第9条 運営委員会は以下の者によって構成する。

- (1) 産業界代表
 - (2) 学術界代表
 - (3) 行政機関代表
 - (4) 金融界代表
 - (5) 言論界代表
 - (6) その他(同条第1項第1号から第5号までの各業界以外の代表)
- 2 必要に応じ、専門家その他関係者をオブザーバーとして参加させることができる。

(役員及び運営委員選出)

第10条 役員及び運営委員は、総会において会員の中から選出する。

(分科会等)

第11条 本会は特定の事業又はテーマごとに分科会又はプロジェクトチームを設置することができる。

(付議事項)

第12条 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 予算及び決算に関する事。
 - (2) 事業計画及び事業報告に関する事。
 - (3) 規約の改正に関する事。
 - (4) 役員及び運営委員の選任に関する事。
 - (5) その他会長が必要と認める事項。
- 2 運営委員会に付議する事項は、次のとおりとする。
- (1) 本会の運営に関する事。
 - (2) 事業推進に関する事。
 - (3) 総会に付議すべき事項の審議に関する事。

(4) その他運営委員長が必要と認める事項。

(決議)

第13条 会議における議事は、全出席者の過半数をもって決する。ただし可否同数のときは議長がこれを決する。

(経費)

第14条 本会の運営資金は、補助金、負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、令和8年度においては、総会日から翌年3月31日までとする。

(帳簿)

第16条 本会に、次の帳簿を備える。

- (1) 会員名簿
- (2) 役員名簿
- (3) 会計簿
- (4) 会議議事録
- (5) 関係書類

2 名簿の取扱いについては、個人情報保護法を十分に配慮し、適切な処理を行うものとする。

(利用上の注意)

第17条 本会では、会員相互の利益のため、以下の行為を禁止する。

- (1) 本会の運営を故意に妨害する行為
- (2) 他の会員又は第三者を中傷し、又は名誉を傷付けるような行為
- (3) 他の会員又は第三者の財産又はプライバシーを侵害する行為
- (4) 公序良俗に反する行為
- (5) 本会が提供し、又は使用しうる情報を改ざんする行為
- (6) 本会で知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用する行為
- (7) その他、法律に反する行為並びに犯罪的行為に結び付くと判断される行為

(事務局)

第18条 本会の事務局は、茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号に所在するひたちなか市役所内に置き、ひたちなか市経済環境部商工振興課が事務局運営を行う。

(知的財産の取扱い)

第19条 本会は、活動によって生じた知的財産権を有する場合がある。

(その他)

第20条 この規約に定めるものの他、必要な事項は別に定めるものとする。

付 則
この規約は、令和8年4月22日から施行する。

別表（第5条関係）

会長	副市長
副会長	産業界
副会長	学术界
運営委員長	経済環境部長
事務局長	商工振興課長
監事	金融界
監事	言論界